

田邊町報

號 九 第

昭和七年五月一日發行
 京都府綴喜郡田邊町
 發行人 西 岡 正 延
 印刷人 音 山 益 太郎
 發行所 京都府綴喜郡田邊町役場

田邊町長 吉山 虎 三

花の香匂ふ麗春、行樂の春、農事の多忙は日一日と切
 になつてまゐりました

各位は益々御清康に且つそれ〴〵業務に専念ある事は
 衷心より御慶福に堪えませぬ。

偕て皆様に、二三の事項を周知々々御報告申上げ度い
 事が御座ぬます。

其の一つは、本年度の編成豫算についてであります
 が、之は豫算説明の處で私の意見を陳述させておきま
 したので、茲では省畧致しまして、木津川改修事務所
 設置に關する前後の實情と、當町小學校舎増築に關す
 る事項の大様を説述致しますから御熟讀下さい

一、木津川改修事務所設置に就て

曩に木津川改修の要議あるや、沿道の各關係町村は勿
 論、有志諸志の俱に其の實現の日を待ちわびてをりま
 したところ、先年の閣議に總工費四百六拾萬圓を以て
 十ヶ年の繼續事業として決議されまして愈々一昨年末
 に假事務所を本町に設置され、着工の運びとなつたの
 で御座ぬます。ところが、これに伴ふ本事務所を内務

省では最も理想の適地を選択される、(所謂、位置、
 交通の便否、用地等の点に於て)と仄聞するや、擧つ
 て己が町村に設置されんことを懇望され、其の運動に
 遺憾なきを期せられた情態でありました。

結局其の位置は、久世、綴喜、相樂の三郡中より選ぶ

といふことになりまして、候補地と見做された町村は
 一層熱烈なる要望を交渉化されたので御座ぬます。
 本町も分に洩れずこの交渉を爲すべき候補地でありま
 した。

處が條件として内務省は「候補町村の何れにもせよ長
 日月の而も大工費を以てするこの工事故設置後の町村
 の利潤する處尠からず、爲に今多少の犠牲を拂われた
 し」とのことにて、爾來再三再四議員各位と熟議をこ
 らし、且つ一方内務當局とも議を重ねました結果、事
 務所に通ずる道路を提供する事を昨年八月町會で議決
 され稍々本町に決定を見た様の次第であります。

かかるが故にて種々の協議が功を奏しました事は、本町
 將來を思考しまして御同慶に堪へませぬ。

然して事務所は舊隔離病舎址を此れに充て、其の敷地
 料は内務省より支拂われ、町道擴張の潰地賣收並に工
 事費の一部を合して貳千七百圓を要しますので、此
 の費用を増税に求めまするは、負擔の加重を止むなく
 する事にて、私の意でありませぬため、色々と捻出を
 講じました結果、商工協會とも議を諮りまして參百圓
 の寄附を願ひ、殘額は本年度(昭和七年度)の豫算に増
 税を阻止し計上致しまして、過日豫算町會を経たので

愈々これにて實現し賣收委員の御力に依り、それ〴〵
 賣收交渉も都合よく進捗し、諸工事は内務省に委託し
 て、去る三月中旬に其の完成を得たので御座ぬます。
 そしてこの引繼を過ぐる三月末日省出張所主任殿と立

會の上終了致しました。

二、小學校舎増築に就て

本町戸數と小學校の兒童數は正比例し、逐年其の數が
 激増してまゐりまして、現在の學級數は實に十四學級
 を以て區分され、將來益々學級増加が必要とせられる
 有様に立ち至つております。

此の状態を見て御承知の教室にては、其の收容難は近
 き日の増築要望となつてくる事は明な事實であります
 現在に徴しましたも、兒童をして教養上に多大の不便
 を敢てなしをり、名のみ唱歌室手工室や、講堂の如
 きも其の狹隘を常々痛感しておりますが如く、なんと
 かして増築を成し、數多の兒童に、自由な學園を興へ
 たいと、關係者並に學校當局もこれに腐心を致してお
 つたので御座ぬますが、先立つものは財政でありま

す。現今の經濟界といふ、町自體の財政上、以上の増
 税は忍びない事實に年來の縮室も叶ふる事が出来な
 かつたのであります。さればとて之を此儘に看過は許
 されず、幸ひにして、本年は組合病院の負債償還も完
 了し、一方先年校庭校舍等の建築の爲當時の、基本財
 産を費用しました其の積戻も十ヶ年を後一ヶ年で皆濟
 をなし得る年度に相當しております故、來年度より
 は多少の餘裕が生ぜざる様思推されますに就、増税せず
 して此の建築が出来得るかの様に存じました爲、本年
 度の豫算編成に先立ち學務委員並に町會議員に協議を
 致しました處、議員各位も増税によらずして現實出來
 得るものなれば、愈々縮室も達せられる事となり其の
 方途に努められたいと御意見により最初は四教室の

平家建一棟と講堂の擴張四十八坪及校地千五十坪の敷
 地賣收費其他設備諸費を總して、貳萬圓の建築費を成

案し、其の支辨財源を前述の町基本財産積戻金積立七千圓と學事に千圓を保有しておりますのを全部費消して、猶不足する壹萬貳千圓は逓信省より簡易保險積立金を借入れ之に充て、償還方法をば、前者は昭和八年度より向ふ拾五ヶ年間に年々五百九拾圓宛割當積戻し、後者の借入金は全じく昭和八年度より九ヶ年間に年賦壹千七百六拾四圓の償還方法を適用しますれば、多少現在の戸數割より一戸平均約五六十錢の増税となるぐらいでありまして、校舎の建築が出来る事になりま

す。でこれを町會に諮りました處各員異議なく可決されたので御座居ます。
早速本年度に右豫算を計上致しまして借入の起債手續に係りますと、同時に校庭の賣收に着手し愈々校舎の設計に到らんと、其の折も折でした京都桃園校の校舎賣却の報に接し實地下見を致しました處同校は新築後僅に數年を経たのみで、至極新しく而も二階建の此延坪數二百二十坪八教室あり、材料其他附屬物意外に立派な其上此れを其儘移轉し、建上げの總費が丁度豫定の範圍を超過せず、豫期以上の有利な獲物と思ひましたから、學務委員會並に町會議員諸氏に御苦勞を煩し再度下見を了へて契約が出来た次第で御座居ます。
右の様な事情を経て校舎は買得出来、賣收も終りました、整理に係り、去る十四日地鎮祭を舉行致しました今一ヶ月餘も致しますれば、毅然としてそびゆる新校舎が郊外新田邊の新開地を意氣深く物語る事でしょう

負擔の増加阻止を第一義とす

吉山町長の豫算編成談

財界依然として不況を續けておる此際、本年度の豫算編成に當りましては、前年來の方針に基きまして極力經費の膨脹を防ぎ、已むを得ぬ小學校費の内教員給料の増額は之を認めまして、他は昨年度極度の減額を畫りました豫算を踏襲致しました爲、新規臨時事業の木津川改修事務所設置に伴ひます町道擴張潰地賣收費貳千八百圓を計上しましたが町稅負擔の主とする戸數割は前年同様一戸當拾六圓貳拾錢に止まり、且つ其他の各稅も豫算額には變異なしに成案を致しました。そしてこの豫算を去る二月二十八日町會に議したのであります。

昭和七年度

田邊町歳入出豫算報告

(追加更正共)

總額 四萬九千九百參圓
 戶數割平均 十六圓貳拾錢
 小學校營繕費 土木費の新規事業支出

歳出之部

一、神社費 金六拾圓は
 村社酒屋神社外一社の神饌幣帛料

二、會議費 金八拾四圓は
 年に約六回の會議を開きます時の町會議員への費用辨償と、其の會議に要する書記給料及鉛筆諸用紙代

三、役場費 金六千四百五拾圓は

内 譯

金六百貳拾八圓は (報酬)
 町長報酬參百圓と區長、代理者報酬貳百貳拾圓及學務委員、農工商統計調査員の報酬百八圓
 金參千五百拾六圓は (給料)
 有給助役、收入役、代理收入役、並に書記四名雇員の給料

金壹千壹百四拾圓は (雜給)

名譽職實費辨償、有給吏員旅費、役場使丁各區使了給料、徵稅用傭人、退職慰勞金、並に賞與金等

金壹千四百九拾九圓は (需要費)

役場備品、諸消耗品、諸印刷費、通信運搬費、賄費、電話電燈費、文具料、御公報費、雜費等
 金參拾圓は (修繕費)
 役場所々修繕費

四、土木費 金四百圓は (道路橋梁費)

町道修繕、橋梁修繕等

五、小學校費 金壹萬參千九百貳拾八圓の

内 譯

金壹萬壹千八百貳拾圓は (給料)
 正教員拾四名及補助教員一名に對する給料(教員數昨年より貳名増)
 金壹千貳拾四圓は (雜給)
 教員出張旅費及修學旅行附添費、教員住宅料、學校使了給料、傭人料、恩給基金、手當(校醫



齒科醫一ヶ年分)生徒獎勵費等

金壹千六拾四圓は (需用費)

小學校備品費、諸消耗品費、通信費、電話維持費、賄費及諸雜費等

金貳拾圓は (修繕費)

校舎所々小修繕

六、實業補習學校費 金貳百四拾七圓の

内 譯

金壹百六拾七圓は (雜給)

兼任教員七名に對する手當

金八拾圓は (需用費)

消耗品費、電燈費、雜費

七、青年訓練所費 金四百五拾八圓の

内 譯

金貳百九拾六圓は (給料)

教練指導員四名兼任指導員四名の給料

金六拾圓は (雜給)

講習旅費補助、行軍附添費等

金壹百貳圓は (需用費)

備品費、消耗品費、通信費、生徒獎勵費、雜費等

八、地方改良費 金壹百貳拾八圓は

敬老會費並に聯合衛生會費等

九、傳染病豫防費 金六拾五圓は

内 譯

金貳拾圓は (雜給)

町醫一ヶ年分手當及開院備人料

金四拾五圓は (需用費)

痘苗用消耗品費、清潔法施行其他傳染病患家消

毒用及雜費

一〇、救助費 金參拾圓の

内 譯

金五圓は 貧困者救助費

金五圓は 罹災者救助費

金貳拾圓は 救護法施行に依る貧困者の生活扶助及

醫療費並に助産費、生業扶助費

一、警備費 金六百七拾九圓の

内 譯

金參百六拾八圓は (雜給)

消防組頭、副組頭、部頭、小頭の手當並に消防

手出場の手當、辨當料

金貳百拾壹圓は (需用費)

消防用備品、消耗品、賄費(演習手當)及消防分

會負擔金、唧筒掃除料、防火宣傳並に出初式當

日の雜費等

二、財産費 金貳百八拾七圓は (管理費)

學校、役場、登記所の火災保險料及修繕費並に

登記所、駐在所の敷借料

一三、諸税及負擔 金貳千貳拾貳圓は

國稅及府稅五圓と、組合病院の公債償還金田邊

町負擔貳千拾七圓

一四、雜支出 金壹百四拾圓は

町稅滯納處分費貳拾圓と、徵稅旅費、行路病人

及死亡人、精神病舍看護費、召集旅費、被救護

費等の繰替金

一五、基本財産造成費 金九拾圓は

基本財産の蓄積金九拾圓

一六、豫備費 金參百拾圓は

豫算外の支用に充つべき費用及豫算超過の費用

に充當すべき經費

以上が經常部でありまして臨時部は左の通り

一、基本財産 積戻金 八百八拾參圓は

町基本財産運用金補填の第九年次、積戻金と學

二、補助費 金貳百參拾九圓は

(教育費補助、社會事業費補助)

教育部會補助、青年團、處女會、婦人會、親和

會への補助金

三、土木費 金貳千八百圓は

内務省木津川改修事務所を本町區域に設置され

るに伴ひ町道擴張に要する土地買收費と工事の

一部

四、小學校營繕費 金貳萬圓は

卷頭説述の通り小學校兒童數増加に伴ひ止むな

く校舎の増築を餘儀なくされ貳階建校舎一棟と

講堂擴張と敷地買收費、地鎮祭基礎工事費、舊

校舎移轉費、工事監督費及落成式諸費等

五、公債費 金六百圓也

簡易保險局より借入る、町債元金壹萬貳千圓に

對する六月より年度閉鎖の翌年參月迄拾ヶ月間

の年六分利換算利率

以上でありまして此の經費、經常、臨時の兩部を合

せて金四萬九千九百參圓でありまして此が必要經費は如

何なる收入によつて補填するかと申しますれば左記の

歳入にて御承知下さい

△歳入

一、財産より生ずる收入 金貳百五圓也は(町及學校

基本財産收入)

登記所の貸家料收入と基本財産の預金利息

二、使用料及手數料 金五百五拾圓の

内 譯

金參百七拾九圓は (小學校授業料)

小學校高等科兒童百十五名拾壹ヶ月分の授業料

金壹百七拾壹圓は (手數料)

督促手數料、證明手數料及戶籍の手數料

三、交附金 金五百四拾八圓は

國稅、府稅の徴收取扱交付金

四、國庫下渡金 金四千參百圓は

義務教育費に對する國庫よりの補助

五、繰越金 金壹千六百圓は

前年度精算殘金の内繰越金として收入見込金

六、雜收入 金壹千貳拾貳圓は (雜入及繰替金戻入)

町歲計一時預金利子及行路病人、精神病者、召集旅費、徵兵旅費、救護費等の繰替金戻入及學

校不用品賣却等

七、町稅 金貳萬壹千六百八圓の

内 譯 (一)内ハ賦課率ヲ示ス

金四千六百七拾六圓は (地租壹圓ニ付七拾八錢)

田畑宅、雜地總ての地租に係る税金

金參百八拾圓は (本稅壹圓ニ付七拾參錢九厘二毛)

營業收益稅附加稅

金壹千參百圓は (本稅壹圓ニ付五拾錢)

家屋稅附加稅

金四百五圓は (本稅壹圓ニ付九拾錢)

府稅營業稅附加稅

金壹千九百拾四圓は 雜種稅で

不動産取得稅、電柱稅、諸車、漁業等其他十數種の各附加稅(各稅平均本稅壹圓ニ付八拾九錢)

金壹萬貳千參百九拾參圓は

特別稅戶數割でありまして、現在賦課戶數七百六拾五戶を一戶當に見ますと拾六圓貳拾錢であります

以上が經常部でありまして臨時部は左の通り

一、國庫補助金 金拾圓は

救護法施行による支出金に對し補助

二、府補助金 金壹百拾圓は

農林商工統計費補助、青年訓練所及救護費の府補助金

三、寄附金 金參百圓は

木津川改修工務所設置通路の町道改修に對し商工協會より指定寄附

四、繰入金 金八千壹百九拾圓は

町基本財産學事基本財産として保有せる、預金並に証券を處分し之を小學校舎建築費貳萬圓の内へ充當すべき基本財産の繰入費消額

遞信省簡易保險局より借入る、負債額

此の合計經常臨時を合せますと必要總費額金四萬九千九百參圓を補填し得るので御座います。

昭和七年度

各區歲入出豫算の報告

田邊區

歲出の部

歲出總計 金壹千四百六圓也

内 譯

一、土木費 金九百八拾壹圓の

内 譯

金參百貳拾五圓は

裏道の修繕、諸堤防修繕に要する材料及人夫賃

監督費、諸雜費

金九拾圓は

河川沼塘堤防の修繕費として實農會、青年會へ

支出する費用

金四百六拾六圓は

用水路、惡水路費として田畑山林看守と威銃の手當の外、全水路の修繕材料人夫賃、全數借料

米等

金壹百圓は

溜池の修繕に要する人夫材料

二、公會堂費 金壹百四拾七圓は

公會堂使丁給料、木炭、電燈及公會堂敷借料と修繕費等

三、諸稅及負擔 金壹百九拾四圓は

國府稅一ヶ年分と水利組合負擔金並に田河樋門の負擔金百八拾貳圓

四、豫備費 金八拾圓は

豫算外の支出又は豫算超過の費用に充つべきもの

歲入總計 金壹千四百六圓也

内 譯

一、財產より生ずる收入 金八拾貳圓は

小作料、下草賣却代、漁族賣却代、預金利子

二、使用料 金五圓は 尼ヶ池堤防使用料

三、雜收入 金壹圓

四、町稅 金壹千參百拾八圓の

内 譯

金九百七拾六圓は

田畑宅雜地總ての地租に係る税金

地租壹圓に付四拾錢五厘の割

金參百四拾貳圓は

特別稅戶數割で現在田邊區の賦課戶數三百六十戶一戶當平均九拾五錢

以上

薪 區

歲入の部

歳入總計 金九百拾參圓也

内 譯

一、區有財産收入

金八拾圓は

小作米、下草賣却代、漁族賣却代、預金利子

二、使用料及手数料

金壹百六拾四圓は

甘南備山共有使用料と田河區より收入の水路使

用料

三、繰越金 金貳拾五圓は

前年度精算殘金と繰越すべき見込額

四、雜收入 金壹圓

五、町税 金六百四拾參圓の

内 譯

金五百四拾六圓は

田畑宅雜地總ての地租に係る税金

地租壹圓につき金參拾壹錢

金九拾七圓は

特別税戸數割で現在薪區賦課戸數百九十五戸一

戸當平均五拾錢の割

歳出の部

一、會議費 金拾貳圓は

區會議員六名に對する區會開會の節の費用辨償
及會議書記給料、消耗品、印刷費等

二、土木費 金五百七拾六圓は

内 譯

金壹百五拾五圓は

裏道修繕、諸堤防修繕に要する材料及人夫賃と
か薪炭其他雜費監督手當共

金參百拾圓は

用水路、悪水路費として浚渫費在郷軍人青年會
へ支出すべき費用と人夫修繕費監督費等諸費

金壹百拾壹圓は

溜池修繕に要する傭人及灌溉用の人夫其他敷借

料、期間中の諸入費

三、公會堂費 金壹百六拾圓は

使丁給料、電燈費、消耗諸雜費

四、積立金 金壹百圓は

溜池新設費積立金

五、諸税及負擔 金五拾五圓は

國税及府税一ヶ年分

六、豫備費 金拾圓

此歳出總計金九百拾參圓也

與戸區

歳入の部

歳入合計 金七百四拾八圓也

内 譯

一、區有財産より生ずる收入

金壹百貳拾七圓は

小作米、下草賣却代、魚族賣却代、預金の利子

二、使用料 金貳拾壹圓は

奈良電車より堤塘使用料と昭和電力より電柱敷

地料

三、繰越金 金貳百圓は

前年度精算剩餘金の繰越見込額

四、町税 金四百圓の

内 譯

金參百四圓は

田畑宅雜地總ての地租に係る税金

地租壹圓に付貳拾參錢の割

金九拾六圓は

特別税戸數割で現在與戸區賦課戸數百二十戸一
戸當平均八拾錢の割

歳出の部

歳出總計 金七百四拾八圓也

内 譯

一、土木費 金參百八拾參圓の

内 譯

金壹百拾圓は

用悪水路の修繕に要する人夫賃材料等

金貳百七拾參圓は

溜池の修繕に要する材料監督、人夫賃及灌溉費

用の分水押料敷借料米等

二、公會堂費 金壹百六拾四圓は

使丁給料、需用費(備品、消耗品、電燈料、公

會堂敷借料)及公會堂修繕費

三、財産費 金壹百九拾圓は

森林監視給料一ヶ年分威銃用必需品並に青年會

への補助及賞與(看守)

四、諸税及負擔 金四圓は 區有地租に係る國府税

五、豫備費 金七圓は 豫備品

河原區

歳入の部

歳入合計 金五百貳拾九圓也

内 譯

一、區有財産より生ずる收入

金壹百拾七圓は

小作米、下草賣却代、魚族賣却代、預金の利子

二、繰越金 金六拾圓は

前年度精算剩餘金の繰越

三、町税 金參百五拾貳圓の

内 譯

金貳百九拾貳圓は

田畑宅雜地總ての地租に係る税金地租一圓につ
き四拾錢五厘
金六拾圓は

戸數割で現在河原區賦課戸數六十戸一戸當平均
壹圓の割

歳出の部

歳出總計 金五百貳拾九圓也

内 譯

一、公會堂費 金壹百貳圓は

使丁給料、備品、消耗品、電燈費、雜費、修繕
費等

二、土木費 金參百貳拾四圓の

内 譯

金百八拾圓は

治水堤防修繕費にして監督費、井路浚費(青年
會、進農會への補助)人夫賃材料威鉞費等

金壹百四拾四圓は

用惡水路修繕材料人夫の外敷借料等

三、諸税及負擔 金八拾八圓は

區有地租の國府税拾圓と田河樋門費負擔

七拾八圓

四、警備費 金五圓は

水防費として、普通水利組合負擔金

五、豫備費 金拾圓は 豫備費金

田邊 西 區
河原

歳入の部

歳入合計 金貳百七拾五圓也

内 譯

一、負擔金 金貳百六拾圓は

田邊區より百八拾貳圓と河原區より七拾八圓の
負擔收入

二、繰越金 金拾五圓は

前年度剩餘金繰越

歳出の部

歳出合計 金貳百七拾五圓也

内 譯

一、土木費 金貳百六拾五圓は

用惡水路費にして田河樋門の修繕貳拾壹圓と樋
番給料出水の場合の傭人料に八拾參圓と薪區へ
支拂ふ井路敷借米、百八拾貳圓

二、豫備費 金拾圓は

豫備費金



田邊小學校長 島 清 治

春愈々酣に相成りました、皆々様の御健祥を御悦び
申上ます。不肖今度田邊校に勤務を命ぜられまして、
可愛い六百の兒童を御預り致し、尙其上補習學校生徒
や、青年訓練所生徒指導の任をも負ふ事になりました
就ては一々參堂して御挨拶申す筈で御座います、
幸ひ町内各戸に配布せられる本紙が發行の機會に出會
ひましたので、失禮ですが茲に本紙を通じて御挨拶申
上ます。

淺學短才なる私が代々熱心な校長の經營せられまし
た路を受けて、而も本町は城南の中心校で、教育に熱
心な父兄を持つ本町にこの大任を負ふことは、私にと

つて誠に重荷であり、よろこびに堪えません。
幸に町皆様の御援助を仰ぎまして、及ばずながらも
一意専心學校職員と協力致し各位の御期待に少したり
とも、報ひたいと存じております。尙只今は増築の最
中で見事に完成する日を喜び勇んで兒童と共に待つて
ゐる次第であります。

何卒今後大小となく時所の如何を問はず御注意下さ
いまして、本町教育の爲めに御鞭撻下さる事を紙上に
て御願ひ申上げ乍暑儀御挨拶と致します。

職員 の 異 動

▼出られた先生▲

- 大江校長先生 丹波天田郡下夜久野校へ
- 宮崎先生 綴喜郡田原小學校へ
- 伊藤先生 相樂郡木津小學校へ
- 竹田先生 綴喜郡青谷小學校へ
- 安田先生 退職(在東京市)

▼新任の先生▲

- 島校長先生 相樂郡笠置小學校より
- 北村先生 久世郡菟道小學校より
- 片岡清太郎先生 復職(京師專政科より)
- 山下先生 久世郡久津川小學校より
- 藪内先生 久世郡大久保小學校より
- 小西先生 本郡三山木小學校より
- 小池先生 京師卒目下短期現役服役中

兵 事

◎入退營者祈願奉告祭及退營者表彰式舉行

去る本年一月八日當町小學校講堂に於て入退營者祈願奉告祭及退營軍人表彰式を舉行す。

▲入 營 者

步兵第九聯隊第二中隊へ 玉島 健
同 六中隊へ 西川 豊秋
騎兵第二十聯隊第一中隊へ 中村 武一
舞鶴重砲兵大隊第二中隊へ 落合 秋造
全 隊 へ 西川 要太郎
砲兵第二二聯隊(幹部候補生) 海道 孝次
内西川豊秋、西川要太郎ノ兩名ハ即日歸郷セリ

▲退 營 者

步兵 上等兵 河村 助三
重砲兵 上等兵 岡山卯之助
全 輜重兵 上等兵 所川 孝三
短期 現役兵 西村 利夫
砲兵 一等兵 片岡 清彦
步兵 一等兵 西野 正夫
井上 貞一

▲退營軍人表彰者

現役中上等兵ニ進級シ歸郷シタル者
里村 治夫 山田 市郎
河村 助三 岡山卯一郎
所川 孝三 西村 利夫
上等 看護兵 竹村 諒一
演習召集中看護長適任證書ヲ得テ歸郷シタル者
西川 亦三 西川 榮二郎
所川 光三

一家ヨリ多數兵役服務者
ヲ出シタル家庭ニ就テ

昭和六年十月十九日勅令第二五五號ヲ以テ一家ヨリ多數兵役服務者ヲ出シタル場合ニ於ケル表彰ニ關スル件ガ公布サレマシタ。其ノ調査ニ就テ左ニ申上マス。
一、一家ヨリ代々戸主並ニ其ノ祖父、父子、孫、兄弟ノ中ニテ參人以上ノ兵役服務者ヲ出シタル家庭ニ兵役服務者ハ入營(補充兵又ハ國民兵ニアリテハ應召)ノ日ニ於テ其ノ家ニ屬シタル者ナルコト
二、本調査要領ニ於テ兵役服務者トハ明治六年一月十日ヨリ昭和六年十一月三十日マデノ間ニ於ケル左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ
(イ)現役兵、補充兵又ハ國民兵トシテ引續キ二ヶ月以上在營シタル者
(從前ノ一年現役兵、屯田兵又ハ豫備徵員ハ現役兵又ハ補充兵ト看做ス)
(ロ)在營期間ヲ概ネ二月ト定メラレタル兵種ニ屬シ現役兵トシテ當該期間在營シタル者(從前ノ六週間現役兵モ之ニ該當スル者ト看做ス)
(ハ)幹部候補生又ハ海軍豫備練習生トシテ引續キ二ヶ月以上在營シタル者
(從前ノ一年志願兵ハ幹部候補生ト看做ス)
三、左ニ掲グル者ハ前項ノ規定ニ拘ラズ之ヲ兵役服務者トシテ算入サレマス
(イ)在營中ニ死亡シタル者、但シ自己ノ重大ナル過失ニ因リ死亡シタル者ヲ除ク
(ロ)在營中自己ノ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ傷痍疾病其ノ他身体又ハ精神ノ異常ニ因リ轉役ヲ命ゼラレ又ハ兵役ヲ免ゼラレタル者
(ハ)定員ニ對シ過剩ト爲リタルニ因リ歸休ヲ命ジラ

レタル者
(ニ)在營中本人ニ依ルニアラザレバ家族ガ生活ヲ爲スコト能ハザルニ至リタルガ爲メ現役ヲ免ゼラレタル者

四、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者其ノ他表彰スベカラズト認ムル行爲アル者ニ付テハ兵役服務者トシテ之ヲ本表彰ノ爲ノ人員ニ算入サレマセン
五、金、銀、木杯又ハ表彰狀ヲ賜ルベキ現戸主ニシテ表彰スベカラザル事由アル場合ニハ其ノ子、孫、妻、父母、祖父母ノ上ニテ詮衡ノ上其ノ一人ニ之ヲ賜ハルコトニナリマス
因に本町ヨリ參人以上兵役服務者を出したる現戸主名

太田 源 吾 西野 岩 吉
竹村 宗 一 西川 久 吉
(以上兵役服務者一家より四人)
小西 惣 太郎 西川 清 太郎
岸本 永 太郎 村上 竹 治郎
市川 順 次 奥村 久 三
久保 淺 吉 西川 熊 治郎
(以上兵役服務者一家より三人)
右以外に前述の調査要領に該當する家庭がありますなれば至急役場へ申出で下されば調査の手續き致します。

▲陸海軍人(昭和七、二、一現在調)

陸 軍	海 軍
役種	役種
現 役	現 役
豫備役	豫備役
後備役	後備役
補充兵役	補充兵役
計	計
一〇人	八人
四三人	一人
七四人	一人
一六人	一人
二四三人	一〇人

○ 徵 兵 檢 査

一、昭和七年度徵兵適齡者は明治四十四年十二月貳日生より大正元年拾貳月一日生までの者です。本町の壯丁人員は左記の通りです。

本年壯丁總人員 參拾八人

内 譯

本年適齡者 參拾壹人

前年假決者 七人

二、本年度徵兵検査並抽籤日時及場所

徵兵検査日時 八月九日午前七時

徵兵 署 田邊町綴喜郡農會集會場

壯丁教育調査日時 八月九日午前五時三十分

集合

調 査 場 徵兵開設地ニ設ク

抽籤ノ日時 九月二十三日午前八時開始

抽籤徵兵署 久世郡宇治町公堂會

昭和五年度本町歳入出決算 並に各區費決算の報告

昭和五年度本町歳入出は昨昭和六年五月參拾壹日を以て締切り、會計検査員の検査を受け去る壹月貳拾八日町會を開きまして、認定を得たので御座ります。今左に大体の説明を申上ます。

歳 入

一、財産より生ずる收入
金五百六拾六圓八拾參錢は

町及學校の基本財産の公債利子及預金利子と登記所の貸家料

二、使用料及手數料

金五百參拾四圓拾五錢は

小學校授業料、証明、戶籍の手數料及町稅促督手數料

三、交附金 六百九拾圓四拾九錢は

國稅や府稅の徵收金に對する交附金

四、國庫下渡金 四千貳百七拾九圓參拾錢は

義務教育費に對する國庫よりの下渡金

五、繰越金 貳千貳拾四圓四拾貳錢は

昭和四年度の精算殘金

六、雜收入 貳百拾九圓參拾參錢也は

歲計現金の一時預金利子と不用品賣却代並に徵兵旅費の繰替金

七、町稅 貳萬四千參百八拾五圓九拾錢は

地租附加稅 金四千參百貳拾圓六拾貳錢

特別地稅附加稅 金四百六拾參圓九拾壹錢

營業收益稅附加稅 金四百四拾九圓五拾七錢

府稅家屋稅附加稅

府稅營業稅附加稅 金五百拾圓八拾四錢

府稅雜種稅附加稅

特別稅戶數割 金貳千貳百九拾參圓〇四錢

府補助金 金壹萬四千四百七拾八圓四拾四錢

一休寺道路改修工事費に對する府よりの補助金

千百圓と青年訓練所費の補助及統計費補助金

九、交附金 六拾參圓は 國勢調査交附金

一〇、財産賣却代 金八百七拾五圓貳拾七錢は

廢道土地の賣却代金（府道改修に伴ふ廢道處分金）

一一、寄附金 壹千貳拾圓は

村田太平氏外四名より學校へピアノ寄附及青年

訓練所備品に指導員より寄附

以上合計金參萬五千八百五拾七圓七拾錢であります。

歳 出

一、神社費 金九拾圓は

指定村社三社への進供神饌幣帛料

二、會議費 金九拾五圓は

議費々用辨償及其他會議に係る諸費用

三、役場費 金七千六百拾七圓九拾七錢は

町長以下役場吏員及區長、區長代理者等の報酬

給料、各區使丁役場使丁の給料

其他役場にて入用の諸費用及役場所々修繕費

四、土木費 金參百四拾九圓參拾錢は

町の道路とか橋梁の修繕費

五、小學校費 金壹萬四千貳百四拾圓四拾七錢は

學校長以下諸先生並に小使の給料と旅費及生徒獎勵賞與、其他學校に於ての必要諸經費及校舎の修繕

六、實業補習學校費 金壹千八拾參圓拾五錢は

專任先生の給料と旅費並に必需經費

七、青年訓練所費 金五百四拾七圓六拾七錢は

主事及指導員の給料と備品購入費其他行軍旅費實費支給金等

八、地方改良費 金貳百五拾圓九錢は

敬老會費及講習講話會費

九、傳染病豫防費 金八拾壹圓參拾六錢は

町醫手當及種痘並に傳染病豫防の諸費用

一〇、救助費 金七圓は

貧困、罹災者の救助費用

一一、警備費 金壹千參拾圓八拾六錢は

出動消防組員の手當、組頭並に以下役員報酬

及備品購入費、出初式諸費等

一二、財産費 金貳百拾八圓四拾七錢は

役場、學校の保険料、駐在所の修繕並に敷借料と登記所の敷借料

一三、諸税及負擔金 壹千參百拾七圓九拾錢は

國府税と組合病院の公債償還制當負擔

一四、雜支出 金參百五拾六圓七拾五錢は

滯納處分費、繰替金、衛生組合、親和會、教育部會、井手署サイドカー寄附等

一五、基本財産造成費 金九拾圓は 蓄積金

一六、基本財産積戻金 八百八拾參圓は

町基本財産積戻金及學事基本財産積戻金

一七、寄附金 貳千參百七拾七圓貳拾壹錢は

府道改修工事受益者負擔金寄附

一八、補助金 壹百八拾圓也は

青年團、處女會、婦人會への補助

一九、雜支出 金壹百四拾壹圓拾四錢は

國勢調査費

二〇、小學校營繕費 金壹百四拾九圓七拾貳錢は

兒童湯呑場及便所建設費

二一、土木費 金參千百六拾參圓九拾參錢は

一休寺道路改修の總費

以上總計參萬四千貳百七拾圓九拾九錢

歲入歲出差引殘金 金壹千五百八拾六圓七拾四錢

之が即ち昭和五年度の精算剩餘金でありまして此の剩餘殘金の内既に昭和六年度へ繰越金として豫算編成當四、公會堂費 金貳百八拾圓九拾壹錢は

初に金參百五拾圓と其後豫算の追加を致しました額貳百七拾六圓、之は臨時隔離病舎に患者を收容しました經費を支出し殘額九百六拾圓七拾四錢が純繰越金として歲入濟であります。

昭和五年度各區決算報告

田邊區

歲入總計 金壹千七百貳圓七錢也

內 譯

一、財産より生ずる收入 金九拾九圓參拾五錢

小作米下草魚族賣却代並に土木基金の預金利子

二、使用料 金四百八拾貳圓五拾錢は

木津川砂利會社より收入の堤防使用料

三、繰越金 壹百九拾壹圓八拾九錢は

昭和四年度の精算殘金

四、町税 金九百貳拾八圓參拾參錢は

一、地租附加税 金六百拾圓拾參錢

二、特別地稅 金四拾壹圓貳錢

三、戶數割 金貳百七拾七圓拾八錢

以上歲入 歲出合計 金壹千五百五拾五圓四拾四錢

內 譯

一、會議費 金拾壹圓六拾貳錢は

代決書記給料と會計簿徵稅令書其他印刷費等の諸費用

二、土木費 金九百貳拾圓五錢は

堤防修繕、乾田諸川河浚及修繕並に材料用惡水路諸費と監督費、道路修繕等

三、墓地費 金貳圓九拾五錢は

墓地掃除傭人料

四、公會堂費 金貳百八拾圓九拾壹錢は

區使丁給料と傭人料並に備品消耗一ヶ年の電燈費等

五、財産費 金參百貳拾參圓參拾壹錢は

看守手當威銃塵芥取捨手當並に軍人會への補助惡水井路敷借料

六、諸税及負擔金拾六圓六拾錢は

水利水防組合への負擔と國府稅

七、基本財産積戻金壹百拾圓は

土木基金費消の積戻金

以上歲入出引殘金參拾六圓六拾參錢

薪區

(次年度へ繰越)

歲入合計 金壹千九拾圓五拾八錢也

內 譯

一、財産より生ずる收入 金五拾五圓七拾四錢は

小作米、魚族賣却代、土木基金の利子

二、使用料 金壹百貳拾圓六拾壹錢は

共有山(甘南備山)使用料と田河區より收入の水

路使用

三、繰越金 貳百八拾五圓參錢は

昭和四年度精算殘金

四、町税 金六百貳拾九圓貳拾錢也は

地租附加税 金四百五拾圓四拾錢

特別地稅 金八拾壹圓壹錢

戶數割 金九拾七圓七拾九錢

以上歲入 歲出合計 金壹千四拾六圓六拾九錢也

內 譯

一、會議費 金拾七圓四拾五錢は

區會召集の議員費用辨償及其會に要する諸費及令狀帳簿等の印刷

二、土木費 金五百拾五圓七拾七錢は

井手川外用惡諸水路の修繕及裏道の修繕と材料監督費雜費並に溜池、樋番給等

三、公會堂費 金壹百八拾四圓四拾八錢は

使丁給料、傭人、電燈料及消耗雜費

四、警備費 金八拾六圓六拾五錢は

樋番給料の外出水人夫賃等

五、財産費 金壹百五圓は 山野看守給料

六、溜池新設積立金 壹百圓は 積立金

七、諸税及負擔金參拾七圓參拾四錢は

國府稅と水防組合負擔金

以上歲出 差引殘金四拾參圓八拾九錢(次年度へ繰越)

歲入合計 金八百拾六圓四拾參錢也

內 譯



一、財産より生ずる収入 金九拾參圓七拾四錢は
小作米、下草賣却代、魚族賣却代 土木基金預
金利子

二、繰越金 九拾貳圓五拾四錢は
昭和四年度の殘金

三、町税 金六百參拾圓拾五錢也
地租附加税 金四百參拾七圓貳拾錢

特別地稅 金四拾參圓七拾八錢
戸數割 金壹百四拾九圓拾九錢

以上歳入
歳出合計 金五百九拾參圓四拾五錢也

一、會議費 金六圓七拾八錢は
内 譯

二、土木費 金貳百七拾五圓拾九錢は
用惡水路修繕全數借料、溜池修繕として裏道の
修理に要する人夫材料監督費

三、公會堂費 金壹百拾圓四拾九錢は
使丁給、備品購入、電燈料、公會堂借地料、其
他諸消耗雜費

四、財産費 金壹百九拾五圓貳拾錢は
看守威銃一ヶ年分手當

五、諸稅及負擔金 五圓七拾九錢は
國稅及府稅

以上歳出
差引歳入出殘金貳百貳拾貳圓九拾八錢
(次年度繰越)

河原區

歳入合計 金六百壹圓九拾錢也

一、財産より生ずる収入 金七拾圓拾六
小作米、下草魚族、土木基金利子

二、繰越金 金六拾參圓四錢は
昭和四年度殘金

三、町税 金四百六拾八圓七拾錢は
地租附加税 金參百八拾參圓

特別地稅 金參拾七圓六拾七錢
戸數割 金四拾貳圓九拾七錢

以上歳入
歳出合計 金四百八拾七圓四拾九錢也

一、會議費 金九圓五拾八錢は
内 譯

二、公會堂費 金壹百拾九圓五拾七錢は
使丁給、電燈料の外消耗諸雜費公會堂修繕費等

三、土木費 金參百參拾六圓七拾貳錢は
堤防修繕、監督、神失、及諸井路浚、威銃手當
と其の費用、用惡水の修繕等材料共其他農水池
井路敷借料

四、諸稅及負擔 金拾五圓貳錢は 國府稅
五、警備費 金六圓六拾錢は
水利水防組合負擔

以上歳出
歳入出差引殘金壹百拾四圓四拾壹錢
(次年度繰越)

田邊河原區

歳入總計 金貳百九拾七圓參拾參錢也

一、財産より生ずる収入 金四拾七圓五拾錢は
木津川砂利會社より堤防使用料と下草の賣却代

二、繰越金 貳圓七拾參錢は
昭和四年度殘金

三、町税 金貳百四拾七圓拾錢は
地租附加税 金貳百參拾圓貳拾五錢

特別地稅 金拾六圓八拾五錢
特利地稅 金拾六圓八拾五錢

以上歳入
歳出總計 金貳百六拾參圓拾錢

一、會議費 金六圓四拾四錢は
内 譯

二、土木費 金貳百五拾六圓六拾六錢は
濱伏越用水路薪區へ支拂ふ敷借料と神失樋門に
要する諸費用

以上歳出
歳入出差引殘金參拾四圓貳拾參錢は
(次年度繰越)

納 稅

昭和六年度の會計を閉する五月三十一日も餘す潤日に
迫りました。愈々又不本意ながらも滞納の整理を爲さ
なければなりません。既に御完納の方々に申上げる
必要も有りませぬが、未だ完納なき方々に御注意を兼
ね紙上にて再催告申上げます。

納稅の本意は説く迄もなく御承知の事に於て機會ある度
毎に筆舌を重ねております如く、私經濟も同様收入に
依つて經費の經理が出来得るので御座りまして、御經
濟も皆様より納めらるる税により圓滑な町財政が運用
されるのであります。之が滞りますなれば本町根本的
機關が吐絶したるも同様に於て大きく國家的に透視しま
すれば亡國も等しきもので御座ります。本町は幸ひに
して町民諸彦の納稅觀念が逐年良化してまゐりまして
茲數年前より舊來の惡習とされておりました、納稅延
期處分をなすが如き事なく年度々々に完納の成績を示
しておりますことは誠によろこぶべき現象であります
此の好成績を一層よりよくする事は一重に諸彦の御力
に依るに外ないので御座りまして此の意味よりして整
理期になる此際是非滞納金を早く御納め下さい。
さすれば諸種の手數も省け御互に意になき處置に出な
くとも濟み其處に氣持良く町政の運行が期せられるの
で御座ります。



筆 洗

△多忙だつた編輯に、な
ぜかよ與へられた日時に
餘裕がなかつたのか：さ
りと思ふ様に筆が運ば
なかつたのか：自問自答多忙でもあり筆も拙ないのだ
△新滿洲國家の建設、新魂を刻み込める國旗、土匪馬
賊になやまされた果ては特有の便衣隊、かくして吾等
同胞が日本魂こそかの國家が生れた賜だ△而て宣統帝
今の薄儀執政並に治下の新國民の悠久なる慶福を祈る
△三勇士、千古無雙の日本國小身たりともあなどれま
ない、黄色人よ：△政變來、老木堂犬養閣下の益々御健
闘を祝す。然り政綱政策の完璧を期せられ△母校の
よくなる事程喜悅に富むだものはない、基礎工事も出
來た、早く新校舎の竣工が見たいものだ、當局の勞、
慰する時も近き日だ。

(非是うやぬれ忘に日期は税納)

本表は切取り見すい處貼付けて下さい

納税一覽表

月別 種別	國	府	町	其
四 月	田 租 第四期	地租附加税 特別地租附加税 雜種地租附加税 上上期	地租附加税 特別地租附加税 雜種地租附加税 上上期	農會費 上上期
五 月	田 租 第四期	家屋税 上上期	特別地租附加税 特別地租附加税 特別地租附加税 上上期	農會費 上上期
六 月	所 得 地 租 第一期	所得稅附加稅 上上期	家屋稅附加稅 上上期	尚武會費 全期
七 月	資 本 利 收 子 益 稅 第一期	營業收益稅附加稅 第一期	營業稅附加稅 上上期	
八 月	烟 雜 地 租 第一期	地租附加稅 特別地租附加稅 雜種地租附加稅 下半年期	營業收益稅附加稅 第一期	
九 月	所 得 稅 第二期	所得稅附加稅 下半年期	地租附加稅 特別地租附加稅 雜種地租附加稅 下半年期	農費 下半年期
十 月	資 本 利 收 子 益 稅 第二期	營業收益稅附加稅 第一期	特別地租附加稅 特別地租附加稅 特別地租附加稅 下半年期	
十一 月	烟 雜 地 租 第二期	所得稅附加稅 下半年期	特別地租附加稅 特別地租附加稅 特別地租附加稅 下半年期	
十二 月	所 得 稅 第三期	所得稅附加稅 第三期	特別地租附加稅 特別地租附加稅 特別地租附加稅 下半年期	
一 月	田 租 第一期	所得稅附加稅 第三期	特別地租附加稅 特別地租附加稅 特別地租附加稅 下半年期	
二 月	田 租 第二期	所得稅附加稅 第三期	特別地租附加稅 特別地租附加稅 特別地租附加稅 下半年期	
三 月	所 得 稅 第三期	所得稅附加稅 第四期	特別地租附加稅 特別地租附加稅 特別地租附加稅 下半年期	

農會より

昭和五年度田邊町農會經費歲出入決算

Table showing financial details for the 5th year, including items like 一金貳千九百六拾八圓八拾錢 and 入會費.

Main financial table for the 5th year, listing various categories such as 歲入, 歲出, 豫備費, and 歲入決算高.

豫備部計

昭和七年度田邊町農會經費歲出入豫算

Table showing financial details for the 7th year, including items like 一金貳千六百七拾九圓也 and 歲出豫算高.

Main financial table for the 7th year, listing various categories such as 歲入, 歲出, 豫備費, and 歲入豫算高.

七農談會費

Table listing fees for agricultural associations, including 四農會負擔金 and 五給與基金.

昭和七年度會費賦課徵收方法

Text explaining the method of assessing and collecting fees for the 7th year, including details about the assessment period and collection dates.

昭和七年度田邊町農會事業概略

Overview of agricultural business for the 7th year, covering topics like fertilizer distribution, pest control, and farm equipment.